



危機対応業務(利子補給金付)の適用利率に係る誤った運用について

このたび、危機対応業務における利子補給金付融資について、貸付に適用する利率は、手続の細目を定めた「危機対応業務に係る利子補給手続要領」等において、利子補給金の対象期間内は当初貸付時と同一利率を適用すべきところ、誤って適用利率を変更していた事案が判明しました。

このような事案が発生したことについて、謹んでお詫び申し上げます。すでに再発防止策を策定し、主務省に報告の上、再発防止に取り組んでおります。これまで以上に危機対応業務の適切な運用に努めてまいります。

対象口座の貸付の適用利率変更は、経営改善、事業再生支援を目的とした返済条件の変更に伴い、誤って金利見直しが行われたものと確認しております。

記

1. 利子補給金の対象期間内の適用利率変更状況

危機対応業務における融資 260,513 口座の内、利子補給金の対象期間内に 144 口座の貸付の適用利率を変更しておりました。

貸付の適用利率変更 対象期間	貸付の適用利率変更を行った口座のうち		合計
	金利の引き上げ	金利の引き下げ	
2010 年～ 2025 年 7 月	84	60	144

2. お客さまへの対応

貸付の適用利率変更により、金利を引き上げた 84 口座につきましては、速やかに本来の利息を超える部分に関して返還を行います。該当のお客さまには返還金額が判明次第、速やかにご案内させていただきます。

また、金利を引き下げた 60 口座につきましては、引き続き現在の利率を適用することとし、本事案に伴う契約の変更は行いません。

該当するお客さまへ順次ご連絡いたしました。が、ご連絡の繋がらないお客さまもいらっしゃいました。大変お手数ですが、お心当たりのあるお客さまは、お取引店舗（ご不明な場合は[最寄りの店舗](#)）までご連絡ください。

以上